番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位I	単位II
01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)										
0101.10		純粋種の繁殖用のもの										
		1 馬										
	110	(1)サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	(無税)				無税	無税	無税		NO
		(2)その他のもの										
	121	A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税	(無税)				無税	無税	無税		NO
	122	B その他のもの	4,000,000円/頭	3,400,000円/頭								NO
	200	2 ろ馬、ら馬及びヒニー	無税	(無税)				無税	無税	無税		NO
0101.90		その他のもの										
		1 馬										
	110	(1)軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	(無税)				無税	無税	無税		NO
		(2)その他のもの										
	121	A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税	(無税)				無税	無税	無税		NO
	122	B その他のもの	4,000,000円/頭	3,400,000円/頭								NO
	200	2 ろ馬、ら馬及びヒニー	無税	(無税)				無税	無税	無税		NO
01.02		牛(生きているものに限る。)										
0102.10	000	純粋種の繁殖用のもの	無税	(無税)				無税	無税	無税		NO
0102.90		その他のもの										
	010	1 水牛	無税	(無税)				無税	無税	無税		NO
		2 その他のもの										
	092	(1)1頭の重量が300キログラム以下のもの	45,000円/頭	38,250円/頭								NO
	099	(2)その他のもの	75,000円/頭	63,750円/頭								NO
01.03		豚(生きているものに限る。)										
0103.10	000	純粋種の繁殖用のもの	無税	(無税)				無税	無税	無税		NO
		その他のもの										
0103.91	000	1頭の重量が50キログラム未満のもの	10%	8.5%								NO
0103.92		1頭の重量が50キログラム以上のもの	10%									
	011	* ⑴ 1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格(生きている豚に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第1項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。)から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の* ⑴ に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		(19,508円/頭)			19,508円/頭					NO
	012	* ⑵ 1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超え、生きている豚に係る分岐点価格(生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の* ⑶ に定める率(例えば、9.8%の場合は0.098)に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		(19,508円/頭)			1頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額					NO
	020	* ⑶ 1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%					NO
01.04		羊及びやぎ(生きているものに限る。)						無税	無税	無税		
0104.10	000	羊	無税	(無税)								NO
0104.20	000	やぎ	無税	(無税)								NO
01.05		家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)						無税	無税	無税		
		1羽の重量が185グラム以下のもの										
0105.11	000	鶏(ガルルス・ドメスティクス)	無税	(無税)								NO
0105.12	000	七面鳥	無税	(無税)								NO
0105.19	000	その他のもの	無税	(無税)								NO
		その他のもの										
0105.94	000	鶏(ガルルス・ドメスティクス)	無税	(無税)								NO
0105.99	000	その他のもの	無税	(無税)								NO
01.06		その他の動物(生きているものに限る。)						無税	無税	無税		
		哺乳類										
0106.11	000	霊長類	無税	(無税)							NO	KG
0106.12	000	くじら目及び海牛目	無税	(無税)							NO	KG
0106.19		その他のもの	無税	(無税)								
		ー 食肉目										
	012	ーー フェレット									NO	KG
	019	ーー その他のもの									NO	KG
	020	ー うさぎ目									NO	KG
	030	ー 翼手目									NO	KG
		ー 齧歯目										
	041	ーー ハムスター									NO	KG
	042	ーー モルモット									NO	KG
	044	ーー チンチラ									NO	KG
	045	ーー りす									NO	KG
	046	ーー ラット									NO	KG
	047	ーー マウス									NO	KG
	049	ーー その他のもの									NO	KG
	090	ー その他のもの									NO	KG
0106.20		爬虫類	無税	(無税)								
	010	ー かめ目									NO	KG
	020	ー ワニ目									NO	KG
		ー 有鱗目										
	031	ーー トカゲ亜目									NO	KG
	039	ーー その他のもの									NO	KG
	090	ー その他のもの									NO	KG
		鳥類										
0106.31	000	猛禽類	無税	(無税)							NO	KG
0106.32	000	おうむ目	無税	(無税)							NO	KG
0106.39		その他のもの	無税	(無税)								
	010	ー はと目									NO	KG

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位 I	単位 II
	090	ー その他のもの									NO	KG
0106.90		その他のもの	無税	(無税)								
		ー 両生類										
	011	ーー 無尾目									NO	KG
	012	ーー 有尾目									NO	KG
	019	ーー その他のもの									NO	KG
	020	ー 昆虫類									NO	KG
	090	ー その他のもの									NO	KG